

五、爭議發生之原因

職工ハハ川勝利ハ前記ノ労働者ヲ以テ労働組合ヲ組織シ日本
産業党ハ労働俱樂部ニ加盟スヘシ今組合書記永野友章ヲ通シ其
ノ計画中ナリシカ其ノ手段トシテ事業主ニ待遇改善嘆願ヲ
為シテ之ヲ機會ニ一舉組合ヲ結成スヘシ企図シ同志数名ト協
議シ其カ労働賃金三割値上其ノ他十数項ニ亘ル待遇改善ノ嘆願
事項ヲ工場ニ掲示シタルニ因ル

六、經過

前叙ノ如ク組合組織ヲ計画シタル江川勝利ハ同志何田行雄
外五名ト本月九日午後十時四十分頃ヨリ岳川區西大崎四丁
自七八番地江川勝利方ニ集合對策協議ノ結果左記嘆願事
項ヲ工場ニ掲示スルコトニ決定十日午前一時頃散會シ今日
午前七時三十分頃河田行雄ハ右嘆願事項ヲ工場内ニ掲示セ
リ

記

嘆願事項

- 一、従業員ノ人格ヲ認メ侮辱的言動ヲ慎マレタシ
- 二、賃金ヲ全面的ニ三割値上セラレタシ
- 三、世帯持ニハ特ニ考慮セラレタシ
- 四、徹夜作業ノ翌日公休ニハ日給一日分支給セラレタシ
- 五、八時後ノ深夜業ニハ三失ヲ支給セラレタシ
- 六、年二期ノ手當ハ滿半年以上勤務シタル者ニハ最低十日分
以上支給セラレ
- 七、年拾銭以上俸ヲ昇給セラレタシ
- 八、アシナル及ハラピンヲ扱フ者ニハ二失ヲケラレタシ
- 九、アシナル及ハラピンニイカハレタル者ニハ工場法ニ依
ル慰籍料ヲ出サレタシ
- 一〇、便所及洗面所ヲ増設シ其ノ他衛生設備ヲ完備セラレタシ